

I 居宅介護支援事業者

1 業務内容

(1) サービスの内容

- ① 在宅で生活している要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成すること。
- ② 介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行うこと。
- ③ 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他便宜の提供を行うこと。

(2) 事業者の責務

責務等の内容	根拠
①適切な居宅介護支援サービスの提供	法第80条
②提供する居宅介護支援サービスの質の評価を行うこと	法第80条
③市の条例で定める員数の介護支援専門員を有すること	法第81条
④申請事項の変更の届出（10日以内）	法第82条
⑤事業の廃止・休止（1月前まで）、再開届出（10日以内）	法第82条
⑥市長への報告、書類の提出・提示命令、出頭、質問、検査に応じること	法第83条
⑦市長の勧告、勧告に係る措置をとるべきとの命令に従うこと	法第83条の2

(3) 指定の取消等（法第84条）

次のいずれかの事由に該当した場合には、指定の取消、指定の全部若しくは一部の効力の停止が行われます。

- ① 法第79条第2項第4号、第4号の2又は第8号のいずれかに該当するに至ったとき
- ② 事業所の介護支援専門員の人員について、市の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき
- ③ 運営基準に従って適正なサービスの提供ができなくなったとき
- ④ 要介護者の人格を尊重するとともに、法又は法に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しないとき
- ⑤ 要介護認定の更新の際に、調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき
- ⑥ 居宅サービス計画費の請求に関し不正があったとき
- ⑦ 市長への報告や帳簿書類の提出・提示命令に従わないとき、又は虚偽の報告をしたとき
- ⑧ 市長の出頭命令や質問に応じないとき、虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき
- ⑨ 不正の手段により指定を受けたとき
- ⑩ 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき
- ⑪ 居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき
- ⑫ 役員のうち、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき